

避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度について

広島市障害者計画〔2013—2017〕における位置付け

施策の柱 2 生活環境整備の推進

施策項目 (3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

主な事業・取組	概要の説明
災害時要援護者避難支援事業	災害時に自力で避難することが困難な障害者等が、安心かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備
福祉避難所の拡充	災害時に障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケアなど福祉的配慮が整った福祉避難所（災害時にあらかじめ「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結した施設に市が要請し、施設内に開設）を拡充

1 制度の概要

本市においては、避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度に係る対象者について、名簿を整備し、避難支援等関係者（民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織、消防団等）の協力の下、可能な限り避難支援者を確保の上、避難行動要支援者一人一人について、避難支援者、情報連絡体制、避難場所、避難経路、避難行動要支援者の状況などを整理した個別計画を作成しています。災害時には、この個別計画に基づき、避難支援等関係者の協力の下、あらかじめ定める避難支援者が中心となって、避難支援者自身及びその家族の安全を確保した上で、できる範囲の避難行動要支援者の避難支援を行うこととしています。

平成28年度、名簿の登録対象者の要件や登録の方法、名簿情報の外部提供に係る同意確認の方法について見直しを行いました。

なお、これまでは、国のガイドラインに基づき、「災害時要援護者」という名称で名簿を作成してきましたが、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、「避難行動要支援者」という名称による名簿の作成が義務付けられたことから、本法に基づき、「避難行動要支援者」という名称で名簿を作成することとしています。

2 名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿

平成28年度、避難行動要支援者名簿の登録対象者の要件を見直しました。

区分	見直し前	見直し後
世帯要件	一人暮らしである者又は同居親族等がいる場合にあっては、その者が75歳以上の者若しくは身体障害者手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯に属する者	(廃止)
本人要件	高齢者等	要介護 3～5 (変更なし)
	身体障害者	視覚・聴覚障害 1～2 級、肢体不自由（上肢を除く） 1～3 級 身体障害者手帳 1～2 級、肢体不自由 3 級
	知的障害者	療育手帳Ⓐ又は A (変更なし)
	精神障害者	— 精神障害者保健福祉手帳 1 級
	難病患者	居宅介護、短期入所、補装具費の支給又は日常生活用具の給付サービス受給者 (変更なし)

避難行動要支援者名簿は、福祉情報システム等を活用し、上記の対象者をリストアップし作成します。平常時には広島市の関係部局が管理し、災害時には避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めた場合に限り、避難支援等の実施に必要な限度で、救助機関や避難支援等関係者に提供し、安否確認や救助のために使用します。

(2) 同意者リスト

避難行動要支援者のうち、避難支援を受けることを希望し、平常時から避難行動要支援者本人の情報を避難支援者及び避難支援等関係者（民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織、消防団等）に提供することについて同意が得られた者のリスト(同意者リスト)を作成します。同意者リストは避難支援等関係者に提供し、個別計画の作成支援や避難支援等のために使用します。

なお、同意確認はこれまで、民生委員による実態調査（避難行動要支援者宅への個別訪問により世帯状況等を確認する調査）時に行っていましたが、平成28年度から名簿登録要件から世帯要件を廃止したため、実態調査は行わず、郵送(※)による方法で行います。

(※) 郵送対象者数

区分	本人要件	見直しの内容
高齢者等	・要介護 3～5 【約 15,000 人】	・世帯要件廃止
身体障害者	・身体障害者手帳 1～2 級 ・肢体不自由 3 級 【約 24,000 人】	・内部機能障害 1～2 級追加 ・肢体不自由（上肢） 1～3 級追加 ・世帯要件廃止

知的障害者	・療育手帳④又はA 【約 2,900 人】	・世帯要件廃止
精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳 1 級 【約 1,400 人】	・1 級を新たに対象
難病患者	・居宅介護、短期入所、補装具費 の支給又は日常生活用具の給付サ ービス受給者 【約 100 人】	・世帯要件廃止
対象者数	約 43,400 人	

(注) 上記に該当する者に準ずる者で、自力での避難が困難な者等についても対象とする。

3 福祉避難所

災害時、生活避難場所などの一次避難場所(学校や公民館等)での生活が長期化する場合、高齢者や障害者などで、車いす使用者等対応トイレやスロープ、手すり等の設置や専門的なケアなど福祉的配慮が必要な方々が安心して避難生活を送ることができるよう、その体制を整えた福祉避難所を開設できるようにしています。現在、市内の53か所の福祉施設等と福祉避難所の設置(内訳は別紙1のとおり)に係る協定の締結等を行っており、今後も随時、施設を追加していくこととしています。

4 防災行政無線屋内受信機の設置

平成28年度から、避難する際に支援が必要となる避難行動要支援者のうち、土砂災害や洪水などの危険区域に居住し、早期に避難行動を取る必要がある世帯を対象に、設置を希望する避難行動要支援者宅等に防災行政無線屋内受信機を順次設置し、また、聴覚障害者へは、災害避難情報ファクス送信サービスの登録促進を行うなど、防災情報伝達体制の強化を図ることとしています。